

別紙！

報告番号	※ 第 号
------	-------

主　論　文　の　要　旨

論文題目　自衛隊海外派遣の起源

The Origins of Overseas Dispatches of the Japanese Self-
Defense Forces

氏　名　加藤　博章

論　文　内　容　の　要　旨

本論文は、自衛隊海外派遣の起源が如何なるものだったのかを、自衛隊発足後、初めての海外派遣である 1991 年のペルシャ湾掃海艇派遣以前に行われた人的貢献論議を検討することによって、明らかにするものである。

ペルシャ湾掃海艇派遣以前にも、人的貢献は検討されていた。60 年代後半以降、米国のプレゼンス低下と、日本の経済大国化の中で、日本が、国際秩序安定に寄与すべきとの意見が、政治家や財界、そしてメディアによって表明されるようになった。そうした中で、日本政府は、憲法 9 条下で実現可能な人的貢献を模索する。1987 年に成立した国際緊急援助隊法や、同年のペルシャ湾安全航行問題における巡視船派遣案、1990 年代の湾岸危機の際に検討された国連平和協力法に基づく平和協力隊構想等がそれにあたる。

これら自衛隊以外の人的貢献策は、その後の自衛隊派遣につながる施策だった。例えば、1987 年のペルシャ湾安全航行問題において、検討された掃海艇派遣に関する憲法解釈は、1991 年の掃海艇派遣の根拠となった。

このように自衛隊以外の人的貢献論議は、その後の自衛隊派遣につながっているが、これまでの研究では、ほとんど関心が払われなかった。先行研究は、冷戦後の自衛隊海外派遣、すなわち 1991 年のペルシャ湾掃海艇派遣後の事例に着目したものがほとんどである。また、ペルシャ湾掃海艇派遣以前の自衛隊派遣論に関する研究も、国連平和維持活動（PKO）に関する研究が、大半を占め、1991 年以前の人的貢献論議に着目したものはない。このような自衛隊以外の人的貢献論議が、その後の自衛隊派遣実現に果たした役割を検討することは、自衛隊海外派遣の起源を探る上で、有益となろう。

本論文は、こうした問題意識のもとで、自衛隊以外の人的貢献論議に着目し、自衛隊海外派遣が如何に実現したのかを解明するものである。

本論文の構成は、以下の通りである。

第1章は、「自衛隊の海外出動を成さざることに関する決議(海外派兵禁止決議)」の形成過程と、鳩山、岸政権下における日米安全保障条約改定交渉を検討した。それによって、独立直後、憲法9条に代表される自衛隊海外派遣への制度的制約要因と、政策担当者の自衛隊海外派遣に対する心理的制約が生じたこと、同時に、当時の米国政府は、日本の基地機能を重視し、自衛隊海外派兵には、関心を示さなかつたことを指摘した。

第2章は、国際環境と日本の経済的地位が変化する中で、日本が如何に対応しようとしたのかを論述した。まず、安保騒動後の日本の外交政策が如何なるものであったのかを、青年海外協力隊の創設から検討した。その上で、ベトナム戦争による米国のプレゼンス低下と、日本の経済大国化に伴い、日本が大国としての責任を自覚し、その際に新たな外交理念として打ち出されたのが、総合安全保障戦略であったことを明らかにした。他方、当時の米国は、総合安全保障戦略ではなく、日米防衛協力や防衛費増額といった日米安保に関する問題に関心を寄せていたことを指摘した。

第3章は、経済大国として、日本も国際秩序安定に寄与すべきという国際貢献意識の高まりから、自衛隊以外の人的貢献策が検討され、それが国際緊急援助隊として、結実したことを指摘した。他方、外務省は、将来的な自衛隊派遣を模索しながらも、憲法9条の制約、そして、国民感情への刺激を避けるという文脈から、国際緊急援助隊法作成過程において、自衛隊参加を否定したことを明らかにした。

第4章は、1987年のペルシャ湾安全航行問題において浮上した掃海艇派遣構想と、巡視船派遣構想を検討した。掃海艇派遣構想は、将来的な派遣につながる法的要件や、実務上の問題を検討し、1991年の掃海艇派遣につながる足がかりを作ったことを明らかにした。他方、当時、中曾根政権は、自衛隊派遣問題を提起することで、自民党内の反対派や野党、そして国内世論の反発を招くことを恐れ、派遣は実現しなかった。日本政府が、掃海艇派遣を断念した後に提起された巡視船派遣構想は、戦時下に自衛隊以外の要員を派遣することの是非という自衛隊以外の人的貢献の持つ限界を露呈したことを指摘した。

第 5 章は、1990 年に発生した湾岸危機における日本の対応を分析し、ねじれ国会が日本の支援策の幅を狭めたこと、支援策に対する国内外の反応が、日本に国際貢献の必要性を自覚させたことを明らかにした。同時に、1987 年のペルシャ湾安全航行問題における掃海艇派遣構想が、米国政府に影響を及ぼし、それが湾岸危機勃発直後の米国の掃海艇派遣要請につながったことを指摘した。

第 6 章は、1991 年の湾岸戦争における日本の貢献問題を扱った。そこでは、ねじれ国会が、公明党の発言力を強める結果を生み、日本の 90 億ドル支援問題に影響を与えたことを指摘した。そして、掃海艇派遣問題においては、湾岸危機支援策に対する国内外の反応と、ドイツの掃海艇派遣決定という要因が、日本に掃海艇派遣を再検討させたこと、1987 年のペルシャ湾安全航行問題における掃海艇派遣案が、掃海艇派遣実現の下地となつたことを解明した。

第 7 章は、自衛隊海外派遣実現後、自衛隊が海外任務の範囲を拡大する過程を論じた。ペルシャ湾掃海艇派遣実現後に、国内世論が自衛隊海外派遣容認へと変化し、それに応じて、政策決定者の姿勢も自衛隊派遣容認へと変わったことを指摘した。その結果、国連平和維持活動や国際緊急援助隊といったこれまで、自衛隊参加が検討されながらも、実現しなかつた分野に自衛隊派遣の範囲が拡大されたことを解明した。

本論文の論証の結果、自衛隊海外派遣は、憲法 9 条という制約要因と、国際貢献意識という促進要因の相互作用によって、実現へつながったことが明らかになった。

本論文から得られた知見として、次の 3 点を挙げることが出来る。まず、日米安保における自衛隊海外派遣の意義として、冷戦の終焉という国際環境の変化が、米国の自衛隊海外派遣に対する姿勢を変化させたことが明らかになった。次に、1991 年に行われたペルシャ湾掃海艇派遣以前の人的貢献論議は、憲法 9 条下で実現可能な人的貢献策というだけでなく、派遣を実現することによって、日本が人的貢献についての実績を積むという意義があったことを解明した。さらに、これら自衛隊派遣以前の人的貢献策は、法的要件や実務上の課題等、自衛隊派遣を実現するまでの議論の下地を作っていた。これらの検討が行われなければ、ねじれ国会の中で、1991 年 4 月にペルシャ湾掃海艇派遣を迅速に実現することは出来なかつたと言えよう。